

総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認について

食品衛生法第7条の3第1項に基づき、営業者より総合衛生管理製造過程を経て製造することについて承認申請があり、審査したところ、承認基準に適合すると認められたことから、本日、下記の施設を承認したのでお知らせします。

記

(北海道厚生局)

佐藤水産株式会社サーモンファクトリー 魚肉練り製品（魚肉ソーセージ）  
北海道石狩市新港東1-54

(東海北陸厚生局)

株式会社ニッセー第2工場 清涼飲料水（ミネラルウォーター類）  
静岡県志太郡大井川町下江留896-6 （殺菌後密栓・密封）

株式会社ニッセー第3工場 清涼飲料水（殺菌後密栓・密封）  
静岡県志太郡大井川町下江留896-6 （密栓・密封後殺菌）

株式会社ニッセー第4工場 清涼飲料水（殺菌後密栓・密封）  
静岡県志太郡大井川町下江留896-6 （密栓・密封後殺菌）

株式会社ニッセー第5工場 清涼飲料水（殺菌後密栓・密封）  
静岡県志太郡大井川町下江留896-6

株式会社ニッセー第6工場 清涼飲料水（殺菌後密栓・密封）  
静岡県志太郡大井川町下江留896-6

(参 考)

総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認状況

	乳・乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰加圧 加熱殺菌食品	清涼飲料水	合 計
施設数	320	98	23	30	19	490
件 数	763	188	31	36	37	1055

注) 複数の承認を取得している施設は、1施設として計上している。